

# 高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて

平成29年2月14日(火)  
岡崎市図書館交流プラザLibraホール

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

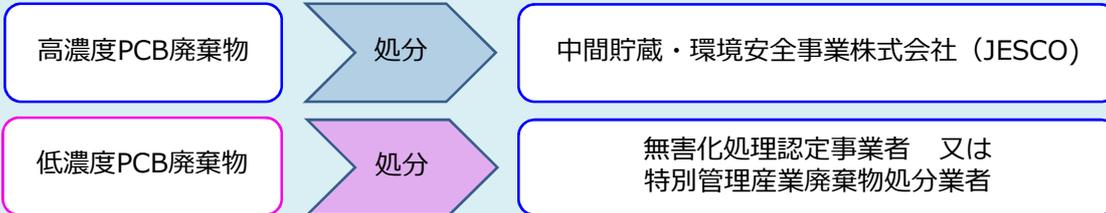
## ご説明内容について

		(page)
未 登 録	1 高濃度PCB廃棄物について	2 ~ 3
	2 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について	4 ~ 8
	3 手続きの流れについて	9
	4 登録手続きについて	10
登 録 済	5 中小企業者等の軽減制度について	11 ~ 13
	6 処理委託契約について	14 ~ 15
	7 収集運搬について	16 ~ 17
	8 お問い合わせ先などについて	18 ~ 20

1

## 1-1.高濃度PCB廃棄物について

### PCB廃棄物の分類・処分



### 高濃度PCB廃棄物とは

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの

2

## 1-2.高濃度PCB廃棄物について

### 高濃度PCB廃棄物の代表的な例



トランス



コンデンサ



安定器



感圧複写紙



ウエス・汚染物

3

## 2-1. 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### トランス類、コンデンサ類

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。  
**まず、銘板の記載内容を確認してください。**  
 メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）

日本電機工業会HPにより確認  
 又は  
 メーカー窓口へ問い合わせる



※ 日本電機工業会の下記URLをご参照ください。  
[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)  
 銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。

※ 使用中の機器がある場合、PCB使用機器かどうかの調査は計画的に進めてください。  
 地下電気室等、狭い場所に保管されているトランスについては、そのまま搬出できず、現場解体が必要となる場合もありますので、そのような例がございましたら、早めにJESCOまで情報提供をお願いします。



使用中は感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従ってください。

4

## 2-2. 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器その1

PCB使用安定器を使用した照明器具  
 (昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



※日本照明工業会HPより

- 昭和51年（1976年）10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。
- 日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。

※ 蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。

※ また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されておりません。

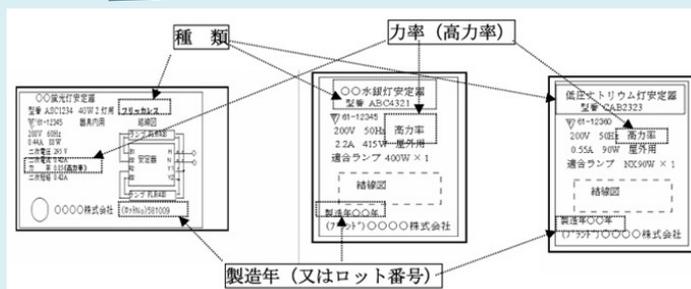
5

## 2-3.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器その2

まず、ラベルの内容を確認してください。  
メーカー・種類・力率・製造年月など

日本照明工業会HPで確認  
又は  
メーカー窓口へ問い合わせる



※日本照明工業会HPより

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。  
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

6

## 2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器発見事例

- ・ 照明更新の際に発見された。  
照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。
- ・ 照明器具内に残っているのが発見された。  
直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。
- ・ 天井裏や壁際から発見された。  
安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。
- ・ 建屋工事の際に発見された。  
施設耐震工事の際に発見されることがあります。
- ・ エレベーターから発見された。  
エレベーター照明にも安定器は使われています。



器具内に古い安定器が残っている例



工場等の壁際に設置されている例

建物由来で探すことが重要です。

建物を建築した時期が**昭和52年（1977年）3月以前**の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。

建築時に設置されたPCB含有安定器の1部が交換されずに残っている例もありますので、十分注意の上、調査をしてください。

7

## 2-5.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器の分別等

保管中の廃安定器の中には、PCBを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。2～3割がPCBを使用していない廃安定器であったという事例も多く、PCB使用・不使用の分別等は処理費用の削減に大きな効果を発揮する可能性があります。

廃安定器を保管している皆さま方には、ぜひとも分別等の作業を実施していただくことをお勧めします。

PCB使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社のHPをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

(※) PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができる場合があります。



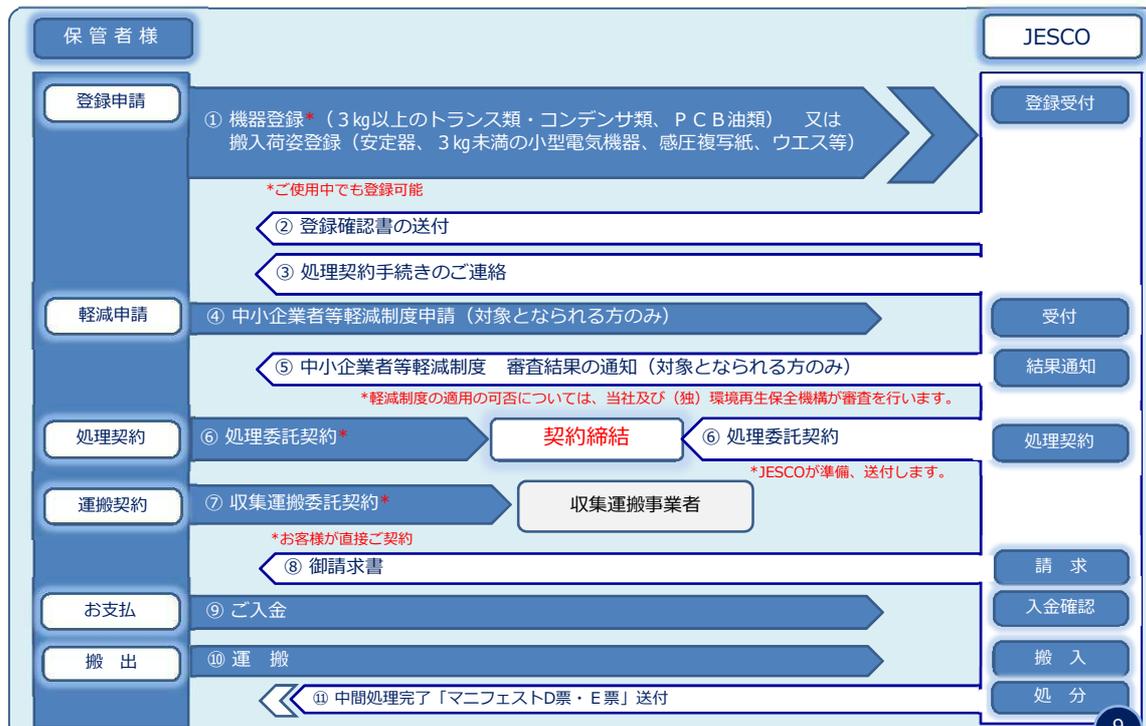
分別作業



PCB含有のコンデンサ部分を取り外すことができる廃安定器の取り外し作業

8

## 3. 手続きの流れ



9

## 4.登録手続きについて



○処理委託にあたっては、PCB特措法の届出とは別に、JESCOへの登録が必要です。

トランス類・コンデンサ類  
(共に3kg以上) など

安定器、感圧複写紙、ウエス、  
小型電気機器 (3kg未満)、その他汚染物など

### 機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書 (総括表)
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真を弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、ご使用中でも登録可能です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

使用中は感電の恐れがあり大変危険です。  
電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

### 搬入荷姿登録

搬入可能な容器 (ドラム缶又はパール缶) に保管の上、

- ① 搬入荷姿登録申込書 (総括表)
- ② 搬入荷姿登録調査票
- ③ 保管場所、状況、重量実測風景の写真を弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です (契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要)。使用中の安定器等でも予備登録は可能ですので、まずは登録をお願いします。

登録様式のダウンロード : <http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

10

## 5-1. 中小企業者等の軽減制度について



### 1. 概要

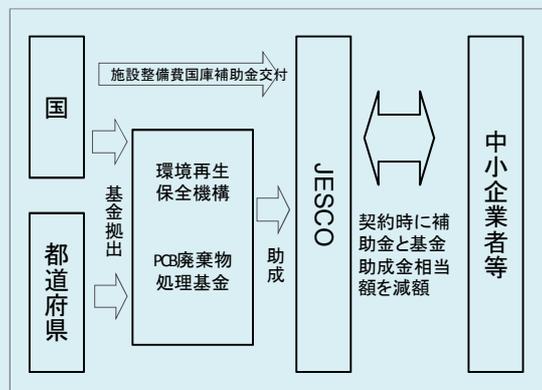
中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物処理費用を軽減。申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用。

### 2. 対象PCB廃棄物

- ① トランス類
- ② コンデンサ類
- ③ PCB油
- ④ 安定器等・汚染物
- ⑤ 保管容器

### 3. 軽減率 (平成26年4月より改定)

- |   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| ①会社<br>②個人事業主<br>③中小企業団体等<br>④法人<br>(従業員数が100名以下) | ➔ | 処理料金の<br><b>70%軽減</b> |
| ⑤個人<br>⑥破産手続中の法人                                  | ➔ | 処理料金の<br><b>95%軽減</b> |
- ※ 早期登録 (5%軽減) と併用できる。



11

## 軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時において、(1)～(6)のいずれかに該当していること。

**(1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社**

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないことも条件となります。

\*完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

12

**(2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主****(3) 次の中小企業団体等**

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの(農業協同組合、漁業協同組合等)

**(4) 法人**

常時使用する従業員の数が100人以下の法人。

※会社、中小企業団体を除く

**(5) 個人**

- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人(※個人事業主を除く)

**(6) 破産手続き中の法人**

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

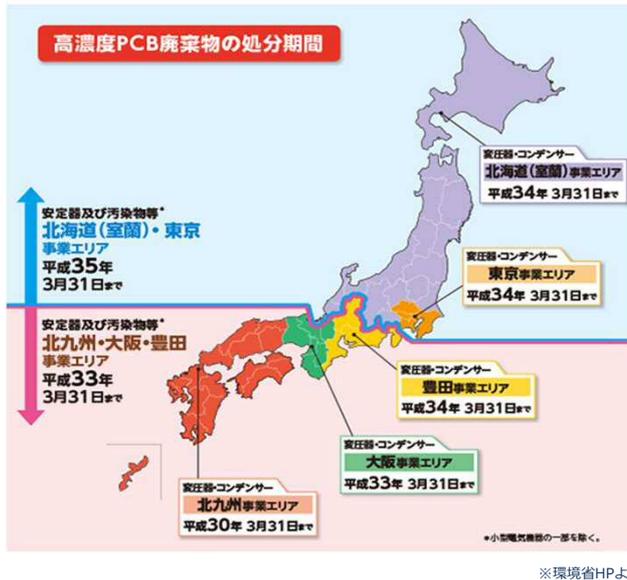
TEL: (フリーダイヤル) 0120-808-534

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階

13

## 6-1. 処理委託契約について

### PCB特措法の改正による処分期間



平成28年8月に改正PCB特別措置法が施行され、高濃度PCB廃棄物について、処分期間が定められました。

保管事業者には、処分期間内の高濃度PCB廃棄物の処分が義務づけられています。

## 6-2. 処理委託契約について

○お客様と弊社との間で、改正PCB特別措置法に定められた処分期間内に、処理委託契約を締結します。

トランス類、コンデンサ類、PCB油類：  
豊田事業エリアにおいては、平成33年度末

安定器等・汚染物：  
豊田事業エリアにおいては平成32年度末

○中小軽減の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。審査結果の有効期間は、通知の日から90日間です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。

## 7-1. 収集運搬について

○お客様が、JESCO各事業所ごとに施設への入門を許可された収集運搬事業者の中から、収集運搬事業者を **決められ**、収集運搬委託契約を **直接締結** してください。

○収集運搬事業者が決まりましたら、JESCO担当者まで収集運搬事業者名を御連絡下さい。



各事業所にPCB廃棄物を搬入できる収集運搬事業者については、下記URLをご覧ください。

(北九州事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuushuunlist.pdf>

(豊田事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashungaisha.pdf>

## 7-2. 収集運搬について

○収集運搬の流れは、下記の通りです。



○多くの保管者様の高濃度PCB廃棄物をまとめて運搬することで、運搬費用の削減を図ることができます。そのため、エリアごとに重点的、集中的に搬入する期間を決めて搬入を行っている場合があります。詳しくは各事業所営業課までお問い合わせ下さい。

## 8-1.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

#### 1 「登録」に関する窓口

〒105-0014  
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部 登録担当宛

Tel 03-5765-1935 Fax 03-5765-1923

#### 2 「中小企業者等軽減制度」に関する窓口

〒105-0014  
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部「中小企業者等軽減制度窓口」担当宛

Tel 03-5765-1920 ・ 0120-808-534 Fax 03-5765-1923

18

## 8-2.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

#### 3 「処理時期・契約関係」に関する窓口 （岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

##### <トランス類・コンデンサ類>

〒471-0853  
愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
豊田PCB処理事業所

TEL 0565-25-3405 FAX 0565-24-0543

##### <安定器等・汚染物>

〒552-0007  
大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北九州PCB処理事業所 営業課（近畿・東海エリア分室）

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

19

JESCOホームページ

「JESCO」または「中間貯蔵・環境安全事業」と入力されご検索下さい。

「JESCO」または「中間貯蔵・環境安全事業」と入力されご検索下さい。

Japan Environmental Storage & Safety Corporation

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)は、中間貯蔵事業とPCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資に基き設立された特殊会社です

English Page

Google™カスタム検索 検索

PCB廃棄物を保管されている方へ ▶

全国SPCB処理事業所のご案内 ▶

会社情報 ▶

PCB廃棄物処理事業について ▶

中間貯蔵事業について ▶

**PCB廃棄物の処理を進めています。**

PCB廃棄物の処理委託には、**機器等の登録**が必要です。処理料金やお申し込み書類をはじめパンフレットなどをダウンロードしていただけるページをご用意しております。

[お申し込み方法](#) [書式ダウンロード](#) [パンフレット](#)

ご登録いただいた情報に変更がありましたら、**変更届**のご提出をお願いいたします。

[変更届はこちらから](#) [中小軽減 補充について](#)

**中間貯蔵事業を行っています。** 再生 福島

20